

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 県は、2050年のゼロカーボン社会の実現に向けて再生可能エネルギーなど県有施設の脱炭素化に資する設備の導入等を推進するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号、以下「規則」という。）、環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 リース方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業公募要領に基づき、県有施設への太陽光発電設備等の導入を行う事業者（以下「補助事業者」という。）を本補助金の交付対象者とする。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が事業を実施するために必要な経費とし、別表第1のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第5条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第6条 第5条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の変更は除く。）

(2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）

(3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して承認を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第7条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第3号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は事業完了年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に別表3に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、前条第1項に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者は、前条第1項に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第11条 知事は、前2条の規定に関わらず、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の一部を概算払することがある。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）に係る書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第6条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合
- (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 前項の規定は、第9条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第1項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、前条第1項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第1項第5号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 第1項に基づく補助金の返還については、第9条第3項の規定を準用する。

(取得財産の管理等)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第7号）を備え、管理するとともに、第8条第1項に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

(取得財産の処分の制限)

第15条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第22条第2項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第8号）を知事

に提出し、その承認を受けなければならない。

- 4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者が収入があったと認めるときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 月 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金について、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表第1（第3条関係）

区分	補助対象経費	補助率
1 太陽光発電設備		
設備費	太陽光発電設備（附帯設備を含む。）の購入に要する経費（ただし、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となるものに限る）	補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入の額を控除した額の2分の1以内（1,000円未満切り捨て。） なお、上限額については、別に定める。
工事費	太陽光発電設備の設置工事に要する経費（ただし、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となるものに限る）	
2 蓄電設備		
設備費	蓄電池の購入に要する経費（ただし、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となるものに限る）	蓄電池の価格（円/kWh）の3分の2以内（1,000円未満切り捨て。）（ただし、本体価格が下記価格（※1）以下のものに対し、その2/3を上限とする。） ※1：家庭用（4,800Ah・セル未満）：155千円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（4,800Ah・セル以上）：190千円/kWh（工事費込み・税抜き）
工事費	蓄電池の設置工事に要する経費（ただし、環境省地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となるものに限る）	

※ 本事業における「太陽光発電設備」とは、太陽光電池モジュール、パワーコンディショナ、架台、その他の付属機器をいう。

別表第2（第4条関係）

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	(1) 事業計画書（別紙1） (2) 収支予算書（別紙2） (3) 事業経費に関する見積書 (4) 対象設備に関する資料 (ア) 対象設備に係る仕様書 (イ) 設計図面（全体の仕様が分かる書類） (ウ) 機器配置図 (エ) システム系統図 (オ) 単線結線図 (5) その他知事が必要と認める書類

別表第3（第8条関係）

区分	内容
補助金実績報告書の添付書類	(1) 事業実績書（別紙1） (2) 収支決算書（別紙2） (3) 施工前、施工中、施工完了時の写真 (4) 事業に係る支払等の証拠書類（見積書、注文書、請求書、払込金受取書等） (5) 事業に係る契約の証拠書類（契約書等）

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者職名

㊟

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、
下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 交付申請額 金 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 事業経費に関する見積書
- (4) 対象設備に関する資料
- (5) その他知事が必要と認める書類

3 本件担当者氏名等

氏 名

電話番号

E-Mail

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

実施計画書

1 補助事業に係る対象設備等

（施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	公称最大出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
蓄電池	定格出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
（2）年間発電電力量		[kWh]

（施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	公称最大出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
蓄電池	定格出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
（2）年間発電電力量		[kWh]

（注）複数施設ある場合は、施設分記載すること。

2 経費の配分

区分	総事業費	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
			自己資金	県費補助金	寄付金 その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 事業完了予定年月日

収支予算書

1 収入の部（単位：円）

区 分	予算額	備考
自己資金		
県費補助金		
借入金		
その他		
合 計		

2 支出の部（単位：円）

区 分	経費全体額	左のうち 補助対象経費	備考
消費税及び地方消費税			
合 計			

※積算内訳は、別紙としてもよい。
 ※収支の計はそれぞれ一致すること。

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業変更等承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者職名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の交付申請を変更したいので、令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 補助対象経費の額の変更 <input type="checkbox"/> 事業内容の変更 <input type="checkbox"/> 事業の中止（廃止） <input type="checkbox"/> その他		

※該当する変更事項の欄をチェックし、変更前・変更後の内容を記載してください。

2 変更の理由

3 関係書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担 当 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金事故報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

(報告者)

住 所

事業者名

代表者職名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助事業の状況について、令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 報告の内容

補助事業の進捗状況	
原因及び内容	
措置	
内容に係る金額	
補助事業の遂行及び完了予定年月日	令和 年 月 日

2 関係書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金実績報告書

年 月 日

愛媛県知事 様

（報告者）

住 所

事業者名

代表者職名

⑩

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった標記補助金の実績について、令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

添付書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支決算書（別紙2）
- (3) 施工前、施工中、施工完了時の写真
- (4) 事業に係る支払等の証拠書類
- (5) 事業に係る契約の証拠書類

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担 当 者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

実施実績書

1 補助事業に係る対象設備等

（施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	公称最大出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
蓄電池	定格出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
（2）年間発電電力量		[kWh]

（施設の名称）

（1）設備概要		
太陽光発電設備	公称最大出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
蓄電池	定格出力合計	[kW]
	型式（メーカー）	
（2）年間発電電力量		[kWh]

（注）複数施設ある場合は、施設分記載すること。

2 経費の配分

区分	総事業費	補助事業に 要する経費	負担区分			備考
			自己資金	県費補助金	寄付金 その他	
	円	円	円	円	円	
合計						

3 事業完了年月日

収支決算書

1 収入の部（単位：円）

区 分	予算額 a	決算額 b	差引 a-b	備考
自己資金				
県費補助金				
借入金				
その他				
合 計				

2 支出の部（単位：円）

区 分	予算額 a	決算額 b	決算額のうち 補助対象経費	差引 a-b	備考
消費税及び地方消費税					
合 計					

※積算内訳は、別紙としてもよい。
 ※収支の計はそれぞれ一致すること。

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金支払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(請求者)

住 所

事業者名

代表者職名

㊞

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定のあった県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金について、令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

(内訳)

交付決定通知額 金 円

概算払受領済額 金 円

今回請求額 金 円

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金概算払請求書

年 月 日

愛媛県知事 様

(請求者)

住 所

事業者名

代表者職名

㊟

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金について、令和5年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

(内訳)

交付決定通知額	金	円
概算払受領済額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	

様式第7号(第14条関係)

取得財産等管理台帳・取得財産等明細表(令和 年度)

区分 財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得日	耐用 年数	保管場所	補助金額 (円)	備考
合計									

(注) 対象となる取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱に定める処分制限額以上の財産とする。

財産処分承認申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

(申請者)

住 所

事業者名

代表者職名

印

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった令和 5 年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金に係る補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、令和 5 年度県有施設脱炭素化設備導入推進事業補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 取得財産の品目及び取得年月日

3 取得価格及び時価

円

4 処分の方法

5 処分の理由

(注) 処分の方法の欄には、仕様、譲渡、交換、貸付け、廃棄等の別を記載すること。

※以下の欄は、押印を省略する場合のみ記入してください。

本 件 責任者	職・氏名			
	電 話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電 話		E-mail	